

## 千葉市立青葉病院行動制限最小化検討委員会設置要綱

### 〔目的〕

- 第1条 千葉市立青葉病院における行動制限最小化に係る事項及び面会・通信の制限を検討し、患者の行動制限の最小化及び権利擁護を図るため、千葉市立青葉病院行動制限最小化検討委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

### 〔組織〕

- 第2条 委員会の組織は、医師、看護師、精神保健福祉士の職にあるものにより構成する。

2 委員長は精神科統括部長または児童精神科統括部長の職にあるものをもって充てる。

3 副委員長は委員長が任命する。

### 〔会議〕

- 第3条 委員会は月1回委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長とし、委員長に事故のあるときは副委員長が議長の職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

### 〔庶務〕

- 第4条 委員会の庶務は、精神科において総理する。

### 〔委任〕

- 第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付則 この規程は、平成16年3月1日より施行する。

改定 平成22年4月1日

改定 平成23年4月1日

改定 平成24年4月1日

改定 平成28年7月1日

改定 令和3年 4月1日

改定 令和4年 4月1日